

一般社団法人海外農業開発協会  
外国人技能実習生の受入れに関する監理団体業務の運営に関する規定

第1条 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、当協会において当該監理事業を行うに当たって必要な事項について定める。

第2条 求人

- 1 当協会は、(取扱職種の範囲等)の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しない。
- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。)又はその代理人が直接来所し、所定の求人票により申込みを行う。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールによる申込みでも差し支えない。
- 3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面又は電子メールにより明示する。ただし、紹介の実施について緊急の必要がある場合は、これらの方法以外の方法により明示することができる。
- 4 求人受付の際には、監理費(職業紹介費)を別表の監理費表に基づき申し受ける。一旦申し受けた手数料は紹介の成否にかかわらず返金しない。

第3条 求職

- 1 当協会は、(取扱職種の範囲等)の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しない。
- 2 求職の申込みは、団体監理型技能実習生等(団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。)又はその代理人(外国の送出国から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出国)が所定の求職票により、郵便、電話、ファックス又は電子メールで申込みができる

第4条 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の

趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう尽力する。

- 2 団体監理型実習実施者等には、その希望に適合する団体監理型技能実習生等を紹介できるよう尽力する。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面又は希望する場合には電子メールにより明示する。  
ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要がある場合はこれらの方法以外の方法により明示することができる。
- 4 職業紹介を行う場合、団体監理型技能実習生等に紹介状を発行し、同実習生等はこれを持参して団体監理型実習実施者等との面接を行う。
- 5 当協会は求人、求職の申込みを受理した場合、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとる。
- 6 当協会は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に職業紹介は行わない。
- 7 就職が決定した段階で団体監理型実習実施者から監理費（職業紹介費）を別表の監理費表に基づき申し受ける。

#### 第5条 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めるときは、直ちに監査を行う。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行う。
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしない。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って団体監理型技能実習生に入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は業務に従事させない。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行う。

- 6 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じる。
- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしない。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じる。
- 9 当協会内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、当協会内の一般の閲覧に便利な場所に、本規定を掲示する。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行う。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施する。

#### 第6条 監理責任者

- 1 当協会の監理責任者は、井佐彰洋とする。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理する。
  - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
  - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
  - (3) 団体監理型技能実習生の保護
  - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
  - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
  - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

#### 第7条 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収する。
- 2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人申し込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受ける。その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあつせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。
- 3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受ける。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。

- 4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受ける。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。

- 5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受ける。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とする。

#### 第8条 個人情報の適正管理

- 1 個人情報を取り扱う当協会の職員の範囲は、総務部職員（以下、取扱者）とする。個人情報取扱責任者は監理責任者井佐彰洋とする。
- 2 監理責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する総務部の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施する。また、監理責任者は、個人情報取扱いに関する知識の習得・維持に努める。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報を遅滞なく開示する。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正する。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努める。
- 4 技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合、苦情処理担当者は誠意を持って適切に処理しなければならない。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、監理責任者井佐彰洋とする

#### 第9条 その他

- 1 当協会は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速、かつ適切に対応する。
- 2 雇用関係が成立した際は、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等が当協会に対して報告するよう指導する。また、雇用関係が成立しなかった場合も報告しな

ればならない。

- 3 当協会は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切行わない。
- 4 当協会の取扱職種の範囲等は、耕種農業（施設園芸、畑作・野菜、果樹）及び畜産農業（養豚、養鶏、酪農）とする。
- 5 本規定に定める業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営される。

#### 附 則

この規程は、令和2年8月25日から施行する。

監理費表 (タイ国技能実習生)

監理団体名：一般社団法人海外農業開発協会  
 所在地：東京都港区赤坂 8-10-32 アジア会館  
 責任者 役職・氏名 理事 豊原 秀和



監理費の種類	種別	監理費の種類	監理費 (合計額)	監理費 (技能実習生1人当たり)	備考
職業紹介費 (※)	人件費	募集及び選抜に要する人件費	1,520,809円	152,081円	人件費に係る費用配賦表による。
	交通費	募集及び選抜に要する交通費	198,000円	19,800円	年間交通費÷技能実習生数
	外国の送出国機関へ支払う費用	送出国機関との連絡・協議に要する費用	1,200,000円	120,000円	協定書参照
		外国の送出国機関へ支払う費用	1,000,000円	100,000円	協定書参照
	その他	その他(実習実施者との連絡・協議に要する費用)	0円	0円	
	小計		3,918,809円	391,881円	
講習費(※)	施設使用料	施設使用料	960,000円	96,000円	外部委託(入国前、入国後合算)
	講師及び通訳への謝金	講師謝金	-円	-円	施設使用料を含む
		通訳謝金	-円	-円	施設使用料を含む
	教材費	教材費	-円	-円	施設使用料を含む
	技能実習生に支給する手当	講習手当	700,000円	70,000円	協定書参照
その他	その他( )	0円	0円		
	小計		1,660,000円	166,000円	
監査指導費	人件費	監査に要する人件費	999,984円	99,998円	人件費に係る費用配賦表による。
	交通費	監査に要する交通費	126,000円	12,600円	年間交通費÷技能実習生数
	その他	その他(宿泊費)	120,000円	12,000円	年間宿泊費÷技能実習生数
	小計		1,245,984円	124,598円	
	技能実習生渡航に要する費用		1,000,000円	100,000円	実費
その他諸経費	相談・支援に要する費用		960,000円	96,000円	実費
	人件費・事務諸経費		1,754,483円	175,448円	人件費等に係る費用配賦表による。
	その他(外部監査人委託費)		130,000円	13,000円	実費÷技能実習生数
	小計		3,844,483円	355,448円	
	合計		10,669,276円		別紙のとおり

※金額については例示(タイ国技能実習生10名を想定)であり、費用については適切に精算し実費を徴収する。  
 ※技能実習生1人当たりの職業紹介費は雇用関係の成立のあつせんに係る事務が生じた技能実習生数に基づき計上する。

技能実習生1人当たりの合計額等について

【1. 技能実習生1人当たりの監理費合計額】

<第1号技能実習生>

「職業紹介費」＋「講習費」＋「監査指導費」＋「その他諸経費」＝391,881円＋166,000円＋124,598円＋355,448円＝1,066,927円

<第2号技能実習生>

「監査指導費」＋「その他諸経費」＝41,532円＋321,116円(送出機関費120,000円＋相談・支援費96,000円＋人件費・事務諸経費92,116円＋外部監査費13,000円)＝362,648円

※「監査指導費」「その他諸経費」に係る業務日数は第1号技能実習生より減少する。